

環境課からのお知らせ

☎ 0493-62-0719

犬の飼い方のルール



犬を飼うときはルールを守って、愛情と責任を持って最後まで飼いましょ。詳しくはホームページをご覧ください。

【犬を飼い始める前に】犬は大変賢い動物ですが、毎日世話をして、適正に飼養することは様々な苦勞が伴います。飼い始める前に次のことも考えましょ。

- ▼犬を飼うことについて、家族全員が賛成していますか。
- ▼毎日の食事や運動など世話をする人は決まっていますか。
- ▼犬が飼える環境(住宅事情、経済的余裕)にありますか。

猫の飼い方



猫を屋外で飼うことで、近隣の住民の生活環境の悪化に繋がる(自宅庭にフンがされて困っている、畑の作物を荒らされて損害を被った等)といった相談が寄せられています。トラブルや交通事故を防ぐためにも、動物の適正な飼い方について確認ましょ。詳しくは町ホームページをご覧ください。

しくは町ホームページをご覧ください。

テレビ・洗濯機・冷蔵庫などご自宅から回収できます



不用になった家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・衣類乾燥機)は、法律により適切にリサイクルすることが定められています。

手続きは簡単でリビングやキッチンなどの家の中からの搬出にも対応していますのでぜひご利用ください。また、家電4品目以外の小型家電製品も回収できます。(別途申込みが必要)

料金やサービスの詳細、お申込みは、リネットジャパンリサイクル株式会社が運営するWEBサイトまたは専用電話番号(0570-056-006)からお願います。町ホームページにも掲載されておりますのでご覧ください。

野外焼却の禁止



廃棄物の野外焼却は、原則禁止です。詳しくは町ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いします。

やむを得ず軽微な焼却をする場合も煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にしたり、風向きや強さ、時間帯を考慮するなど近所の理解を得て迷惑にならないようにするなどの配慮をお願いします。

企業支援課からのお知らせ

☎ 0493-62-0720

木曽町友好都市宿泊助成券



町では、長野県木曽郡木曽町と平成25年11月4日に締結した災害時相互応援協定をきっかけに、町民や嵐山町に関係をもつ皆様に木曽町を知って頂き、よりいっその交流を図るべく木曽町に宿泊する方へ1人1泊2,000円の宿泊助成券を発行しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

起業入門セミナーを開催します



☎ 11月21日(木) 10時〜12時

※セミナー終了後、ご希望の方に個別相談を実施(人数に限りがございますので申込時に必ずお伝えください。)

場 小川町民会館リリックおがわ会議室 1・2

内 起業に向けての基礎知識をわかりやすく解説します。

対 起業に興味のある方 料 無料

申 電話・FAX 窓口で申込みが可能です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

主催 小川町・嵐山町・創業・ベンチャ

下水道課からのお知らせ

☎ 0493-62-0728

浄化槽をご使用の皆様へ



公共水域の水質保全のため、浄化槽の適正な管理をお願いします。

浄化槽を使用する場合は、浄化槽法で左記の3項目が義務付けられています。

①保守点検

浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等(年3回以上)

県登録事業者による依頼

②清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取りなど(年1回以上)

町清掃許可業者に依頼

③法定検査(定期水質検査)

保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査(年1回)

県指定検査機関に依頼

①②③は、浄化槽を使用している方が依頼(委託)しなければなりません。

※町管理型浄化槽をご利用の方については、管理を町で行っております。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

日 日時 場 場所 料 料金 対 対象者 申 申込 内 内容 定 定員 問 問合せ 他 その他

有効期間満了の水道メーターの交換にご協力をお願いします

◇皆様のご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内に計画的に交換しています。

メーター交換作業に際し、対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキにて郵送しております。交換作業は、町が依頼している業者が行います。(お知らせに記載されています)。メーターボックス周りに物を置かないなどご協力をお願いします。交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がございます。透明度を確認してからご使用ください。

◇不在の場合でも交換させていただきます。◇町の委託業者が行うメーターの交換作業で、交換費用を請求することは一切ありません。

市野川流域関連嵐山公共下水道事業計画(案)のパブリックコメントを実施します

市野川流域関連嵐山公共下水道事業計画の変更にあたり、皆様からのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

期間 11月1日(金)〜11月25日(月) 閲覧場所 町ホームページ、上下水道

■水道メーター



パイロット

【漏水修理について】

ご自身で、町指定の給水装置工事業者に直接連絡し、工事内容と見積りをご確認のうえ修理を依頼してください。(※修理費用は、自己負担となります)

水道の漏水にご注意ください

課、ふれあい交流センター、図書館。意見を出せる方、提出先、提出方法については町ホームページをご覧ください。

▼夜、水の音がする

▼排水のほかに水が出ている

▼壁、地面に常に濡れている所がある

水道使用量が顕著に増えた。このようなときは、地下や床下等で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

【漏水の確認方法】

家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット(写真参考：銀色の羽車)が回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。

ます。水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、給水装置の管理はご自身が行うため、その漏水水量分も水道料金に反映されます。

【水道料金の軽減制度】

宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

※軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。全額が軽減になるわけではありません。

※この制度を受けることができるのは、同一給水装置所在地で同一箇所に於いて年度内に一度限りです。

※漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。

軽減対象の漏水

発見困難な地下等での漏水

軽減対象外の漏水

▼漏水が容易に確認できる状態であること。また、その状態を知りながら放置した漏水

▼同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地で同一箇所の漏水

▼町指定の給水装置工事業者でない業者が修理した漏水

軽減の対象期間 漏水していた期間のうち、原則漏水修繕を実施した直近1定期検針分について軽減対象とする。

軽減となる水道料金の算出

軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1/2相当分の水道料金

まちづくり整備課からのお知らせ

☎ 0493-62-0721

ブロック塀等撤去費の補助

軽減申請書の提出 申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事業者に証明を受け提出してください。

軽減決定の通知 申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知は給水装置使用者あてに送付します。

通学路沿道等に面した倒壊のおそれがある危険ブロック塀を撤去する工事が対象です。なお、工事着手前の申請が必要で、申請の期限は令和6年11月29日(金)です。

※予算の範囲内での補助

▼通学路に面したブロック塀の高さ10m以上、傾斜、ひび割れ等の危険ブロックの撤去工事

▼工事費用又は1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2以内の金額を補助(補助の上限は20万円)

※補助対象要件等、詳細は町ホームページをご覧ください。まちづくり整備課までお問い合わせください。